

出来事（2020年11月）

1. 食品添加物の公的規格の設定

厚生労働省担当官から国民民主党に寄せられた回答要旨は以下の通り。

令和2年11月30日現在、既存添加物357品目のうち、食品衛生法に基づく規格がある品目が218品目、規格がない品目が139品目。規格がない139品目のうち、19品目については新たな規格案の作成を終えたため、事業者等からの意見募集（令和元年9～10月、令和2年8月～9月頃）を行うなど、規格の設定に必要な手続きを進めている。このほかの品目についても、引き続き規格を設定する取組を進めている。

一般飲食物添加物については、日本食品添加物協会を中心にした食品添加物業界による自主規格の制定及び「既存添加物自主規格」（日本食品添加物協会 技術委員会・自主規格専門委員会 編）への収載等の取組が進められているものと認識している。

2. 食品の放射能問題

（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく食品の出荷制限）

- ① 福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の特定の動植物の出荷の制限
- ② 11月16日、茨城県日立市、常陸太田市、笠間市及び大子町で産出されたキノコ類（野生のものに限る）について、出荷制限が指示されました。

3. 遺伝子組換え食品添加物

現在（11月10日）、L-グルタミン酸、グルタミルバリルグリシン（コク味物質）、L-バリンの他、15種の酵素の安全性評価が食品安全委員会で進められている。

11月27日、薬食審・遺伝子組換え食品等調査会で、「組換えDNA技術応用食品等の適合確認」について審議されたとのことである。大変興味深い内容と推察できるが、オンライン会議であり、資料が公開されず、参考資料も平成24年の製造基準と古いので、審議内容は全く分からない。

4. ゲノム編集食品

11月27日、薬食審・遺伝子組換え食品等調査会で、「ゲノム編集技術応用食品の後代交配種の取扱い整理」がなされたとのことである。WEB会議で傍聴できなかったが、厚労省の提案通りの結論になったと拝察。

* 資料2 ゲノム編集技術応用食品及び添加物の食品衛生上の取扱要領（改正案）
「6. 後代交配種の取扱い ゲノム編集技術応用食品として届出を行った旨の公表がなされた品種に、従来品種等（※）を伝統的な育種の手法により掛け合わせた品種については、事前相談及び届出は求めないこととする。

5. パー及びポリフルオロアルキル化合物（PFAS）による免疫系への影響

BFRに掲載されたEFSAの評価書に関連して、「血清中のPFAS濃度の高い子供に発生する可能性のある最初の健康影響として、ワクチン接種後の抗体産生の低下を想定する。」との意見が紹介されている。「血清中のPFAS濃度の高い子供のワクチン接種後の抗体産生量の少なさは、この化合物が免疫系に影響を及ぼすことを示している。予防接種勧告が順守されている場合には、予防接種の既存の安全マージンの低下が必ずしも予防接種保護の低下につながるとは限らないが、ワクチン抗体産生の減少は一般的に望ましくないと考えられる。」としている。

PFASは、生態系で殆ど分解されず、蓄積されるので人類の将来に悪影響を及ぼすことは必至であり、一刻も早い代替が望まれる。日本は欧米に比べると遅れていると思われる。

PFAS in Lebensmitteln: Risikobewertung und Festlegung einer (europa.eu)

6. インド産ゴマのエチレンオキサイド

インド産ゴマ、それを原料とした各種の食品から、エチレンオキサイドが検出され、EU諸国で回収されている。11月も、多くの警報通知（Alert Notification）がなされた。
https://ec.europa.eu/food/safety/rasff_en

日本のゴマの99%（約16万トン）が輸入で、輸入先は、ナイジェリア、パラグアイ、ブルキナファソ（旧上ヴォルタ）、スーダン、タンザニア等である。

7. ビタミンDの高用量摂取は不要 BfR

日光を浴びなくとも、ビタミンDを毎日20µg摂取することで、ほとんどの集団において、身体が必要とするビタミンDの量を十分に満たす。栄養学の観点から、ビタミンDを50又は100µg含む製剤を毎日摂取する必要はない。一方、高用量製剤をたまに摂取することで健康にとって有害となる可能性は低いと考える。しかし、最新の研究で、高濃度のビタミンD製品を日常的に長期間にわたり摂取すると、健康へのリスクを増大させると指摘する

Vitamin D: consumption of high-dose food supplements is unnecessary
- BfR Opinion No 035/2020 issued 31 July 2020 (bund.de)

8. 輸入食品の違反事例

- 株式会社チボリインターナショナルがドイツから輸入した「チョコレート類」の行政検査で、指定外添加物（カルミン酸のアルミニウムレーキ）が検出され成分規格不適合とされ、廃棄、積み戻し等が指示された。
- 株式会社サブナグループインターナショナルがベトナムから輸入した「冷凍青トウガラシ」及び「冷凍赤トウガラシ」の命令検査で、基準を超えたプロピコナゾールが検出され、廃棄、積み戻し等が指示された。
 - *プロピコナゾール：トリアゾール系の殺菌剤
- 株式会社前川インターテックが中国から輸入した「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）：たまねぎ」の命令検査で、基準を超えたチアメトキサム検出により、廃棄、積み戻し等が指示された。
 - *チアメトキサム：ネオニコチノイド系殺虫剤

（作成：2020年12月1日）